

森林経営管理制度

2019年 **4月**スタート!

あなたの森林をつなぎます



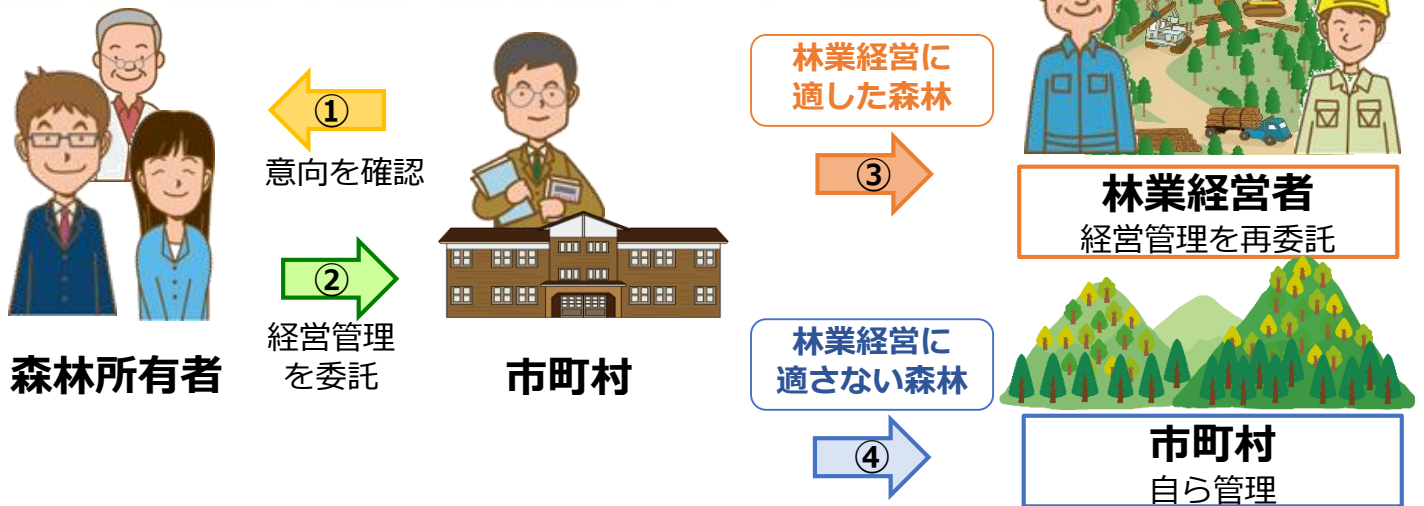
詳細は林野庁Webサイトへ

森林経営管理法 



林野庁

森林経営管理制度の仕組み



適切な経営管理を実施していない森林について、

- ① 市町村が森林所有者に、所有する森林を今後どのように経営管理したいか、**御意向を確認**します。
- ② 所有者が市町村に経営管理を委託したいと回答頂いたときは、**市町村と協議の上**、必要に応じて**経営管理の委託手続き**を行います。

市町村に森林の経営管理を委託した場合、

- ③ 林業経営に適した森林は、市町村が**林業経営者**に経営管理を再委託し、
- ④ 林業経営に適さない森林は、市町村が自ら森林の管理を行います。

林業の成長産業化と森林の適切な管理に向けて



お問い合わせ先

福島市 農政部 農林整備課 地籍森林係

電話 024-525-3729(直通) FAX 024-533-2725

E-mail : nourin@mail.city.fukushima.fukushima.jp